



## 下野市地域情報化計画

～ 誰もがICTを利用し、共に安心して暮らすことができる活力ある下野市の創造 ～

---

平成 20 年 2 月

下 野 市



はじめに

市長あいさつ 掲載



## 目次

I	地域情報化計画の策定にあたって.....	- 1 -
1	計画策定の趣旨.....	- 1 -
2	計画の位置付け.....	- 1 -
3	計画の期間.....	- 2 -
II	情報化の背景.....	- 3 -
1	情報化の社会的動向.....	- 3 -
2	国・県の動向.....	- 7 -
III	下野市の情報化の状況.....	- 9 -
1	本市の情報通信基盤整備状況.....	- 9 -
2	行政の情報化への取り組み.....	- 11 -
3	市民アンケート結果.....	- 15 -
4	庁内アンケート結果.....	- 25 -
IV	地域情報化の基本方針.....	- 27 -
1	本市の情報化の課題.....	- 27 -
2	地域情報化の基本方針.....	- 28 -
3	地域情報化の将来像とビジョン.....	- 28 -
V	地域情報化施策.....	- 31 -
1	誰もが情報化の恩恵を享受できる情報化推進基盤の整備.....	- 33 -
2	電子市役所の推進による便利さを実感できる市民サービスの実現.....	- 35 -
3	安全・安心な市民生活の実現.....	- 38 -
4	行政事務の高度化・効率化.....	- 41 -
5	地域の一体感の醸成と豊かで活力あるまちづくりの推進.....	- 44 -
VI	地域情報化推進のために.....	- 46 -
1	推進体制の強化.....	- 46 -
2	人材育成.....	- 47 -
3	広域連携の推進.....	- 47 -
4	情報セキュリティ対策.....	- 47 -
5	個人情報保護対策.....	- 47 -

## 付録 1 : 用語集



# I 地域情報化計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、情報通信技術( I C T )の発達により、インターネットや携帯電話が急速に普及し、大容量・高速ネットワークへの接続が一般家庭にまで浸透するなど、情報化が地域や市民の生活に大きな影響を及ぼしています。

一方で、こうした情報化の恩恵を享受できる市民と、情報端末が操作できない市民やブロードバンド環境が整っていない地域の市民との情報格差( デジタルデバイド )が顕著になっています。

政府では、「u - Japan 構想」、「次世代ブロードバンド戦略 2010」、「電子自治体オンライン利用指針」等の推進により、誰もが I C T を利用して社会に参加でき、情報化の恩恵を享受できる社会の実現を目指しています。

そこで、行政と地域の情報化へ向けた課題などに対して、本市の情報化のあるべき姿を明確にし、地域社会と行政とが一体となって I C T を総合的・効率的に活用することで市民生活の質の向上を図ることを目的として「下野市地域情報化計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「下野市総合計画基本構想」、「下野市総合計画前期基本計画」の方向性及び情報化に関する社会の動向や下野市の情報化の現状に基づき策定した、本市の地域情報化施策推進のための計画です。

本計画は図表 1 に示すように「基本構想( ~ 章)」、「基本計画( ~ 章)」より構成されています。また、具体的な計画年度や目標値については別冊子の「地域情報化 実施計画」に記載しています。

地域情報化計画 (本冊子)	基本構想 ( ~ 章)	本市の情報化のあるべき姿を明確にし、情報化を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、情報化の基本的理念、将来像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものである。
	基本計画 ( ~ 章)	基本構想に掲げる将来像を達成するための政策体系を示すとともに、施策の目的や方針、主要事業などを明らかにするものである。
地域情報化 実施計画 (別冊子)		総合計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な主要事業を明らかにするものである。

図表 1 地域情報化計画の構成

### 3 計画の期間

市総合計画前期基本計画が平成20年度から平成23年度までの4年間であり、市総合計画との整合性を図るため、本計画の期間は平成20年度から平成23年度までの4年間とします。

ただし、ICTの進展はめまぐるしく、将来の技術動向を十分に見きわめることが困難なことから、本計画は、技術動向の把握に加えて社会情勢の変化、事業の進行状況を勘案して、必要に応じて見直しを行うものとします。



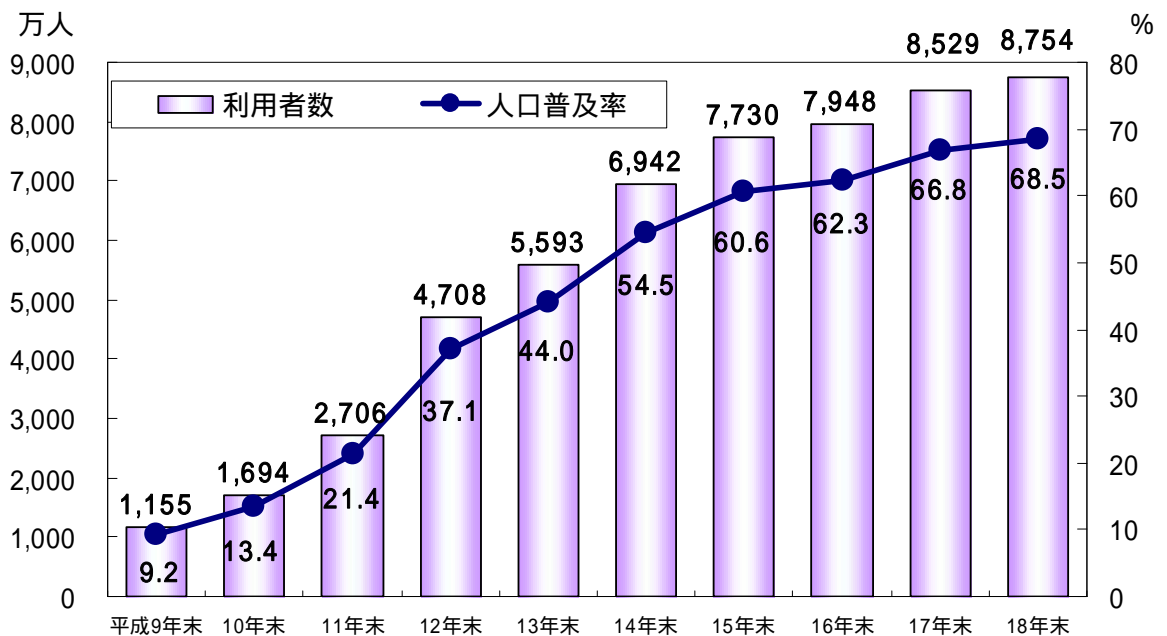
## II 情報化の背景

### 1 情報化の社会的動向

#### (1) インターネット利用者の増加

平成 18 年度末における全国のインターネット利用者数は 8,754 万人、人口普及率は 68.5% に達し、全人口の 3 分の 2 以上がインターネットを利用しています。

また、ここ 10 年間の推移を見ると、利用者数は毎年増加し、国民のインターネット利用が急速かつ着実に進展してきていることがうかがえます。



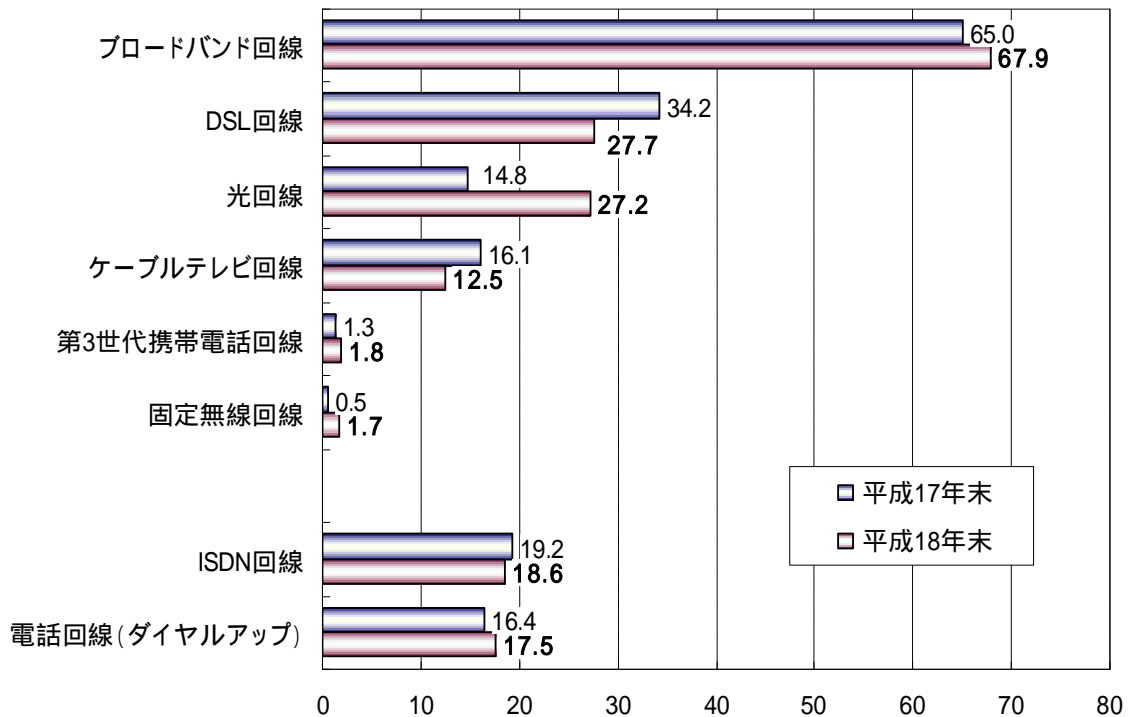
(出典：総務省「平成 18 年度 通信利用動向調査」より作成)

図表 2 インターネット利用者数及び人口普及率の推移

## (2) ブロードバンドの普及状況

自宅パソコンのインターネット接続回線の種類をみると、全世帯の67.9%がADSLや光ファイバーといったブロードバンドを利用する状況となっています。

その中でも特に、DSL回線、ケーブルテレビ回線の利用率が減少し、光回線（光ファイバー接続）の利用が大幅に伸びており、ブロードバンド利用者の中で「高速回線（主にDSL接続）」から「超高速回線（主に光ファイバー接続）」への移行が進んでいるものと考えられます。



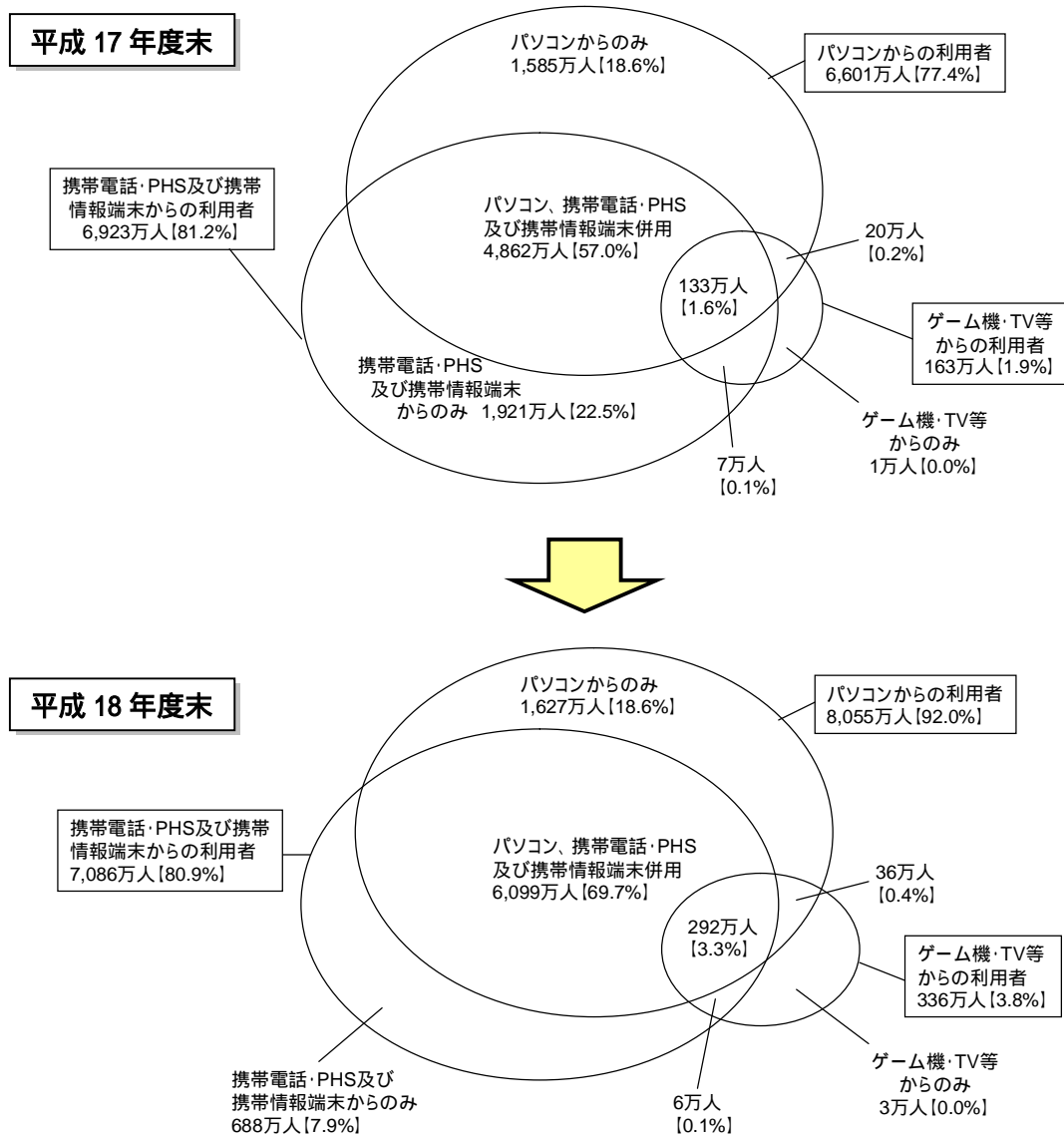
(出典：総務省「平成18年度 通信利用動向調査」より作成)

図表3 自宅パソコンのインターネット接続回線の種類(世帯)

### (3) インターネット利用端末の多様化

平成 18 年度末の個人のインターネット利用端末を見ると、「パソコン、携帯電話・PHS 及び携帯情報端末併用」が 69.7%と最も多くなっています。

前年度と比較すると「パソコンからのみ」、「携帯電話・PHS 及び携帯情報端末からのみ」という人の割合が減っており、パソコンと携帯端末のどちらも利用する人が多くなってきていることがうかがえます。



(出典：総務省「平成 18 年度 通信利用動向調査」より作成)

図表 4 「インターネット利用端末の種類」の変化

#### (4) 日常生活の一部となりつつあるICT利用

図表 5 に示すように、インターネットや電子メールといったICTの活用は日常生活の様々なシーンに浸透しています。インターネット普及率の推移、ブロードバンド普及率の推移から考えると、今後さらにICTが日常生活の中で当たり前の道具として使われるようになる可能性が高いものと考えられます。

**携帯電話は、電話としてよりも情報端末として活用されている。**

平成 17 年：携帯電話は音声通話よりもデータ通信のトラフィックが多くなった。

(出典：NTTドコモ公表資料)

**新聞よりもインターネットホームページを見る時間が長くなっており、インターネットは様々な情報を入手するチャネルとして定着している。**

平成 16 年：1日あたりの「新聞を読む時間(31分)」よりも「インターネットのホームページを見る時間(37分)」の方が長くなった。

(出典：総務省「情報通信統計データベース」)

**人口の6割以上がネットショッピングを経験しており、インターネットは生活に密着した購買チャネルの一つとなっている。**

平成 18 年：インターネット普及率 68.5%のうち、ネットショッピング経験者は 90.6%、よって全体の 62.1%がネットショッピング経験者と推計される。

(出典：総務省「平成 18 年度 通信利用動向調査、

IMJ ビジネスコンサルティング「ネットユーザー白書 2006」)

**人口の6割以上が、分からないことがあったらインターネットでまず調べており、インターネットは必要な情報を手軽に得る手段として定着している。**

平成 18 年：インターネット普及率 68.5%のうち、知りたいこと、分からないことはまずインターネットで調べる人は 92.4%、よって全体の 63.3%の人がまずはインターネット検索を利用していると推計される。

(出典：総務省「平成 18 年度 通信利用動向調査、

IMJ ビジネスコンサルティング「ネットユーザー白書 2006」)

図表 5 日常生活におけるICT利用の浸透

2 国・県の動向

(1) 国の動向

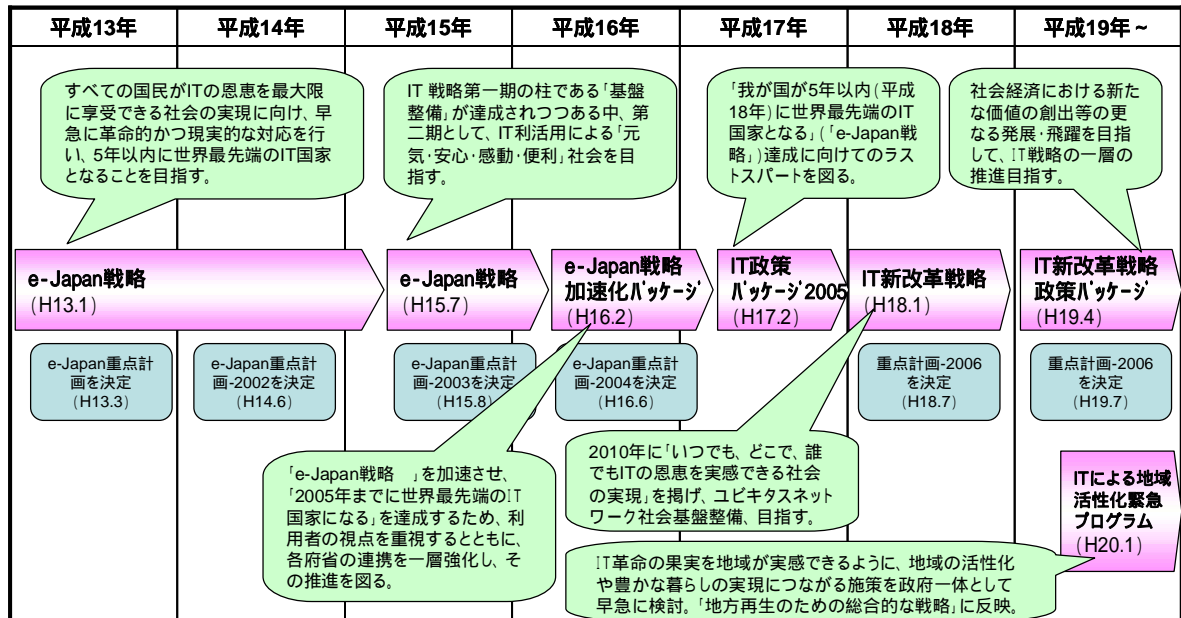
政府においては、ICTを利活用する取り組みを重要な国家戦略課題として明確に位置づけ、図表 6 に示すように、本格的な取り組みが続けられています。

近年では、平成 19 年 1 月に e-Japan 戦略、 に続く国家戦略として、「IT 新改革戦略」が発表されました。IT 新改革戦略では、IT の利活用で世界を先導するとともに、我が国が直面する社会問題（少子高齢化、環境、安心・安全など）の解決や構造改革を意識した戦略となっています。

このIT 新改革戦略の特徴の一つとして、具体的な数値目標をいくつか明記しているという点があります。その中でも特に重要視されているのが、「オンライン申請率 50%の達成」です。これを実現するために、手続きの簡素化、インセンティブ付与などが検討されています。

また、ICTを活用した安全・安心な社会を実現するため、交通安全、サイバーテロ、災害対策などの施策が多く盛り込まれていることも特徴の一つです。

さらには平成 20 年 1 月に「IT による地域活性化等緊急プログラム」が発表され、中小企業・地場産業の成長力強化への支援や地域における安全・安心な暮らしの実現への支援など、具体的に地域の活性化や豊かな暮らしの実現につながる施策の検討が行われています。

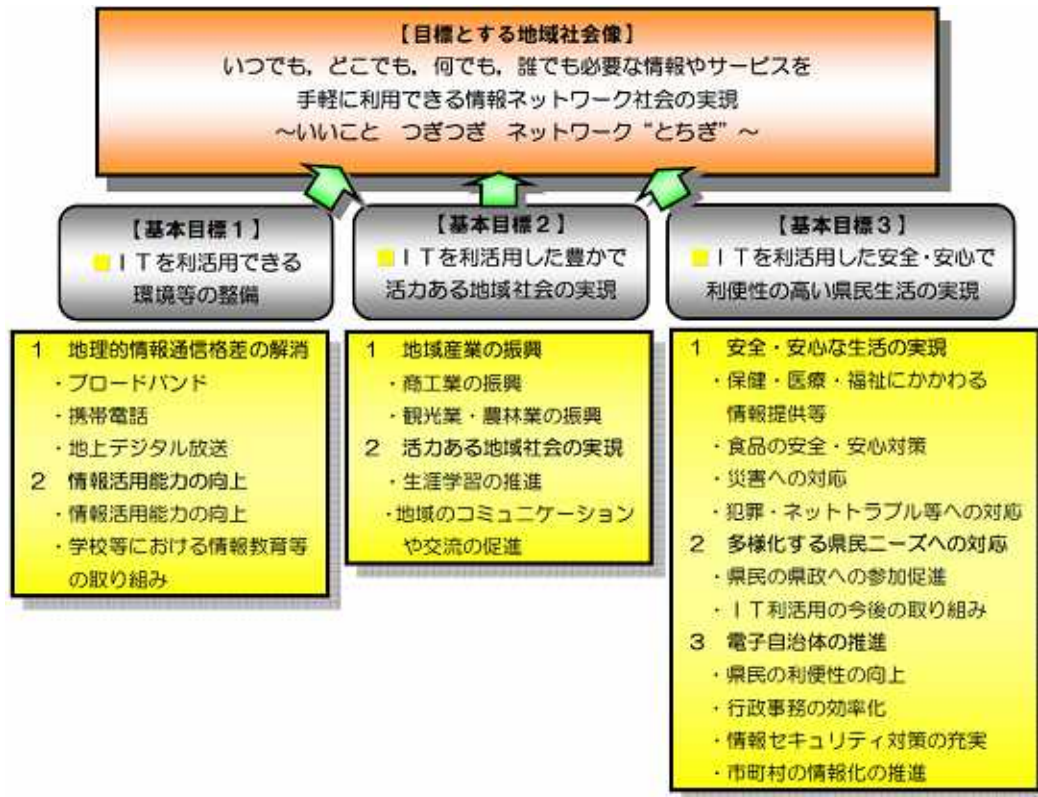


(出典：IT 戦略本部ホームページより作成)

図表 6 政府のICT戦略のあゆみ

(2) 県の動向

栃木県においては、県だけではなく、国や市町村、企業、県民が協力し、かつ計画的に情報化推進が図れるよう、平成 18 年 3 月に「とちぎ IT プラン（ 期計画）」が策定されました。この中では「IT を利活用できる環境等の整備」、「IT 利活用による活力ある地域社会の実現」、「IT を活用した安全・安心で利便性の高い県民生活の実現」の 3 つを基本目標とした情報化施策と併せて、地域情報化推進のための主体と役割、具体的な数値目標設定についても記されています。



(出典：栃木県「とちぎ IT プラン（ 期計画）」)

図表 7 「とちぎ IT プラン（ 期計画）」の全体像

また、「県民の利便性向上と行政内部の業務効率化による質の高い行政サービス提供」を目的とした電子県庁推進の具体的指針となる「栃木県電子県庁推進指針」も策定しています。

平成 17 年 3 月に策定された「栃木県電子県庁推進指針（平成 17～19 年度）」では「前年度の実施状況や、IT を取り巻く社会状況及び技術開発等の進展速度を踏まえ、当面、目標年度を常に改定時の概ね 3 年先に設定しながら毎年度改定していく」とこととし、情報化社会に適切に対応しながら計画的に電子県庁構築が進められています。

平成 14 年 3 月	「栃木県電子県庁推進指針（平成 14～16 年度）」
平成 17 年 3 月	「栃木県電子県庁推進指針（平成 17～19 年度）」
平成 18 年 1 月	「栃木県電子県庁推進指針（平成 18～20 年度）」
平成 19 年 5 月	「栃木県電子県庁推進指針（平成 19～21 年度）」

(出典：栃木県ホームページより作成)

図表 8 「栃木県電子県庁推進指針」のあゆみ